

## 『19 ハイレベル 憲法 ②統治機構』(KU18127)

## 訂正表

2018年06月13日現在

ページ	訂正箇所	訂正内容		掲載日
P. 385	キーワード*3 2行目以下	誤	<u>異議申立の「決定」などのほか、公正取引委員会の「審決」、</u>	2018/06/13
		正	<b>削除</b>	
P. 385	キーワード*4 2行目以下	誤	<u>独禁法 80 条 1 項は、公取がした審決に不服があるとして提起された訴訟において、「公正取引委員会の認定した事実は、これを立証する実質的な証拠があるときには、裁判所を拘束する」と規定している。</u>	
		正	<b>2013 年改正前独禁法 80 条 1 項は、</b> 公取がした審決に不服があるとして提起された訴訟において、「公正取引委員会の認定した事実は、これを立証する実質的な証拠があるときには、裁判所を拘束する」と規定していた。	

※「掲載日」は、上掲訂正情報がLECホームページの『公務員 テキスト改訂・修正情報一覧』(<http://www.lec-jp.com/koumuin/kaitei>)に掲載された日付です。